

◀ 組合用語の解説（暫定版） ▶

用語	よみ	解説
オルグ		主に労働組合において、組織拡大や労働組合の結成を任務とする者を「オルガナイザー」といい、その組織活動を「オルグ」といいます。
教宣	きょうせん	「教育」と「宣伝」の略です。主に機関紙の発行等、広報的な意味が強くなっています。
共闘	きょうとう	「共同闘争」の略です。二つ以上の組織が共同して闘争することです。
36 協定	さぶろくきょうてい	労働基準法 36 条に基づく労使協定。会社が法定労働時間(1 日 8 時間、週 40 時間)を超えた時間外労働を命じる場合、必要となる協定です。労働組合などと書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出ます。届け出をしないで時間外労働をさせると、労働基準法違反となります。 公務員の場合は、労働基準法第 33 条に「官公庁の事業の関係において、公務のために臨時で出勤して作業をする必要が生じた場合には、時間外労働や休日出勤を指示することができる」とされており、36 協定は一般的には適用外とされています。ただし、同法別表第 1 による、土木関係、学校や病院、保健所等で働く公務員は、36 協定の締結が必要となります。
産別	さんべつ	「産業別組織」の略で、同じ産業分野の単組同士が集結したものです。例えば、「UAゼンセン」「自動車総連」「電機連合」といった具合に、さまざまな分野の産業別組織が存在します。私たちの「自治労」も一つの産別です。
自治研	じちけん	「地方自治研究」の略です。仕事をしていると、「こんなふうにしたら、もっと喜んでもらえるかな」とか、「こうすればもっといいサービスが提供できるのに」と思うことがあるはずですが、その思いを職場の仲間、市民といっしょに実現しようとするのが「自治研」「自治研活動」です。
昇給	しょうきゅう	同一級内において上位の給料月額を受けることです。「2 級 2 号給から 2 級 3 号給に昇給」
昇格	しょうかく	職員の職務級を上位の職務級に変更することです。「2 級から 3 級へ昇格」
昇任	しょうにん	職名が上にいくことです。「主事から主査へ昇任」
人勸	じんかん	「人事院勧告」の略です。人事院勧告制度は、労働基本権に制限が加えられている国家公務員の給与 その他の労働条件を確保する代償措置として 1948 年に設けられました。国家公務員の人事院勧告等を基に、県職員に対して出されるのが「人事委員会勧告」です（「県人勸」と略す場合があります）。
スト批准	すとひじゅん	自治労が春闘時から確定期にかけて行う産別統一ストライキについて、その指令権を自治労中央闘争委員会に委譲することについて、組合員ので承を求めるものです。
専従	せんじゅう	組合員が自治体職員の仕事から離れて、専ら組合活動に従事することです。自治体職員としての身分を残す「在籍専従」と、身分を離れる「離籍専従」に分かれます。地方公務員法上、「在籍専従」の期間は「7 年まで」となっています。

用語	よみ	解説
単組	たんそ	「単位組合」を略したものです。〇〇市職労、〇〇町職労、〇〇村職労等々、これらが単位組合＝単組です。
団体交渉	だんたいこうしょう	労働組合などが、団体として使用者や当局と交渉することです。
チェックオフ		組合員本人に賃金を渡す以前の段階で、その賃金から組合費等を差し引くことです。
地連	ちれん	「地区連絡協議会」の略です。全国を9地区に分け、地区ごとに事務局を設置しています。県本部の活動を助け、地域的問題の共同解決を図るための組織です。私たち福島県本部は、東北地連（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟）に属しています。
統一行動	とういつこうどう	一般的には、労働組合、政党、市民団体などがそれぞれの団体のイデオロギー、立場などの相違を越えて要求を統一して、一致した要求で一つの行動をとることをいいます。自治労の場合には、全国統一行動として、中央本部、県本部、各単組が一斉に同じ行動を起こすことを指します。
当局	とうきょく	労働運動でいう「当局」は、賃金や労働条件などの交渉をする相手方のことをいいます。
動員	どういん	会議、集会などのために、参加者を組織的に集めることです。
ナショナル・センター		労働組合の全国中央組織をいい、加盟単組間の調整を計り、統一行動で労働者全体の権利と生活を守る組織です。「連合」がこれに当たります。
不当労働行為	ふとうろうどうこうい	使用者が行う労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権の労働三権を侵害する行為であり、労働組合法において禁止されています。例えば、正当な理由なく、団体交渉を拒否することなどが該当します。
分限処分	ぶんげんしよぶん	地方公務員法27条2項に基づく処分のことです。同法28条で自治体職員の免職・休職・失職・降任といった処分事由を明記しています。例えば、「刑事事件として起訴されたら休職にできる」というような内容です。このうち失職については、同法16条の「欠格」事由に該当すると自動失職になりますが、自治労は分限特例条例を制定して身分を守る運動をすすめています。
メーデー		毎年5月1日、全世界の労働者が、団結の力と国際連帯の意思を示す統一行動日です。1886年5月1日のアメリカ・シカゴでの8時間労働制を要求するゼネストを記念し、取り組まれているものです。日本では、1920年、第1回メーデーが東京・上野公園で5,000人の参加をもって開催され、第2次世界大戦を経て、1946年から復活しました。現在では、「労働者の祭典」として、5月1日に拘らずに開催されています。
ユニオン・ショップ		労使間の協定により、会社が雇用する労働者に組合加入を義務づける制度です。会社は組合未加入者や組合から除名された者を解雇することを義務づけられます。労組法では、組合が従業員の過半数を占めている場合に限り、この協定を適法と認めています。
ラスパイレス指数		地方自治体の職員構成（学歴別・経験年数別構成）が国と同一であると仮定して、その団体の平均給与を求めたうえで、国の平均給与額を100として算出した指数です。総務省は毎年自治体職員の給与水準をこのラスパイレス指数のかたちで発表しています。

用語	よみ	解説
ワタリ		給料表上のある級の一定の号俸に達した者を、すべて一律にその上位の級に昇格させることをいいます。「ワタリ」運用は、自治省のいうところの「職務給の原則」に対して、「生活給の原則」の観点から、自治労が勝ち取ってきた経過があります。